

伊勢崎市犯罪被害者等見舞金について

1 種類

遺族見舞金	30万円	犯罪行為により亡くなった方の遺族に支給
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為により1か月以上の重傷病を負った方に支給

2 支給要件

遺族見舞金	<ul style="list-style-type: none">警察に犯罪行為による被害であると認知されていること犯罪被害者及び遺族が被害時にいずれも伊勢崎市に住所を有していること犯罪被害者の配偶者（事実上の婚姻関係を含む）または二親等以内の血族（事実上の養子縁組関係を含む）であること
重傷病見舞金	<ul style="list-style-type: none">警察に犯罪行為による被害であると認知されていること犯罪被害者が被害時に伊勢崎市に住所を有していること

3 支給しない例

- 犯罪行為時に加害者と親族関係（事実上の婚姻関係及び養子縁組関係を含む）がある場合
- 犯罪行為を誘発するなど責めに帰すべき行為がある場合
- 社会通念上適切ではないと認められる場合

4 申請期限

犯罪被害の発生を知った日から2年以内

5 必要書類

遺族見舞金	<ul style="list-style-type: none">犯罪被害者等遺族見舞金支給申請書（様式第1号）犯罪被害者と申請者の住所を証明できる書類（住民票など）犯罪被害者と申請者の続柄が確認できる書類（戸籍全部事項証明書など）犯罪被害者と申請者が事実上の婚姻関係又は養子縁組関係と同様な事情にあった時は、その事実を認められる書類
重傷病見舞金	<ul style="list-style-type: none">犯罪被害者等重傷病見舞金支給申請書（様式第2号）犯罪被害者の住所を証明できる書類（住民票など）負傷又は疾病の状態及び療養期間が確認できる医師の診断書

6 申請窓口・問合せ先

伊勢崎市役所市民部人権課

〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地 本館2階

電話 0270-27-2730

7 受付時間

平日 午前9時～午後5時（年末年始を除きます。）